

商学研究科博士後期課程研究指導要領

1. 趣旨

3年間の正規の修業年限内に学位論文を提出し、論文審査に合格し、博士の学位を取得できる研究体制を次のように整える。この場合において、指導教授と副指導教授の2名が論文指導を担当し、相互に綿密な連携をとりつつ適切な指導体制を組織する。なお、1年次または2年次において院生のやむを得ない事情により指導教授の変更が必要と認められる場合には、そのやむを得ない事情を記した書面（変更願い）を院生又は指導教授から商学研究科委員長に提出させ商学研究科委員会の承認を得てその変更をすることができるものとする。

2. 各年次ごとの指導体制

(1) 第1年次

- イ 第1年次中に3年次までに学位の取得ができるタイムスケジュールを記載した研究計画書を提出させ、指導教授は同計画書につきその実現可能性を踏まえた指導をし、必要に応じて研究計画書の変更方を指導する。これらの指導の経緯については研究指導計画書に記載して商学研究科教務委員会に2年次の5月までに報告する。商学研究科教務委員会は同報告に基づき指導教授又は院生に対し助言が必要であると認められるときは指導教授に対し又は指導教授を通じて院生に対し助言を行う。
- ロ 第1年次中において必ず1回は中間発表を行うよう、大学院事務課及び指導教授を通じて指導する。
- ハ 修業年限内に所定の単位数修得のため計画的な履修計画を立てるよう指導教授による指導・助言を行う。この場合において、指導教授は論文作成に必要な知識の修得という観点から適宜に指導・助言を行う。

(2) 第2年次

- イ 第2年次においては1年次に作成した研究計画を見直し、必要に応じて変更を加えるなどして2年次以降の研究計画書を2年次の5月中に提出させる。指導教授はこの計画書につき上記（1）同様必要に応じて研究計画書の変更方を指導する。これにより研究計画を変更した場合には、これが重要な変更である時は変更した都度その変更した月の翌月までに、その変更内容を商学研究科教務委員会に報告する。商学研究科教務委員会は同報告に基づき指導教授又は院生に対し助言が必要であると認められるときは指導教授に対し又は指導教授を通じて院生に対し助言を行う。
- ロ 第2年次中において必ず1回は中間発表を行うよう、大学院事務課及び指導教授を通じて指導する。また、中間発表に基づき商学研究科紀要へ原稿を提出するよう大学院事務課及び指導教授を通じて指導する。

ハ 修業年限内の所定の単位数修得のための履修計画に見直しが必要な場合には、見直しにあたって指導教授は指導・助言を行う。

(3) 第3年次

イ 第3年次においては、2年次までの研究計画の進捗状況に照らし論文作成に至る具体的なスケジュールの入った研究計画書を3年次の5月までに提出させる。指導教授は当該研究計画書に基づく研究計画の実施可能性の有無を検討し、副指導教授との連携の上、必要な指導・助言を行う。指導教授及び副指導教授は2年次までの指導・助言の経緯及び3年次における研究計画につき研究指導計画書を商学研究科教務委員会に提出する。

なお、この段階以降において3年次中における学位論文の提出・学位の取得が困難と認められるときは、その段階においてそれまでの指導・助言の経緯及び本人の研究姿勢の状況を整理の上研究指導計画書により商学研究科教務委員会に報告する。商学研究科教務委員会は同報告に基づき助言が必要と認めるときは指導教授に対し又は指導教授を通じて院生に対し助言を行う。

商学研究科博士前期課程研究指導要領

1. 趣旨

2年間の正規の修業年限内に学位論文を提出し、論文審査に合格し、修士の学位を取得できる研究体制を次のように整える。なお、1年次または2年次において院生のやむを得ない事情により指導教授の変更が必要と認められる場合には、そのやむを得ない事情を記した書面（変更願い）を院生又は指導教授から商学研究科委員長に提出させ商学研究科委員会の承認を得てその変更をすることができるものとする。

2. 各年次ごとの指導体制

(1) 第1年次

イ 第1年次中に2年次までに学位の取得ができるタイムスケジュールを記載した研究計画書を提出させ、指導教授は同計画書につきその実現可能性を踏まえた指導をし、必要に応じて研究計画書の変更方を指導する。これらの指導の経緯については研究指導計画書に記載して商学研究科教務委員会に2年次の5月までに報告する。商学研究科教務委員会は同報告に基づき指導教授又は院生に対し助言が必要であると認められるときは指導教授に対し又は指導教授を通じて院生に対し助言を行う。

ロ 履修科目の選定にあたって指導教授は修業年限内に所定の単位数修得のため計画的な履修計画を立てるよう指導・助言を行う。特に社会人である院生に対しては限られた学習・研究時間を効率的に配分する観点からの科目選択に留意するよう指導する。

(2) 第2年次

イ 第2年次においては、指導教授は上記（1）のイの当該研究計画書に基づく研究計画の実施可能性の有無を検討し必要な指導・助言を行う。指導教授は2年次中において研究計画の大幅な修正をせざるを得ない場合又は2年次中の修士の学位の取得が困難と認められる場合には、その時点においてそれまでの指導の経緯を記した研究指導計画書をもって商学研究科教務委員会に報告する。商学研究科教務委員会は同報告に基づき助言が必要と認めるときは指導教授に対し又は指導教授を通じて院生に対し助言を行う。